

報告第 21 号

浜田市行財政改革大綱の実施期間の変更について

浜田市行財政改革大綱の実施期間について次のとおり変更したので、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

変更前 令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度まで

変更後 令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 8 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 159,988 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 22 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 189,970 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 7 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

学校施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 48,950 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |